

事 務 連 絡

平成23年1月31日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局

結核感染症課

野生鳥類における高病原性鳥インフルエンザ検出事例等について

(情報提供)

今般、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザの検出事例等についての公表がありましたので、情報提供します。

報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

兵庫県伊丹市における高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

本日、兵庫県伊丹市でホシハジロ（12日に回収された死亡個体）及びカイツブリ（25日に回収された死亡個体）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や兵庫県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf）に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/）

1 主な経緯等

(1) ホシハジロ及びカイツブリの回収地

兵庫県伊丹市（瑞ヶ池）

(2) 経緯

①ホシハジロ

- ・死亡個体 1 羽を市職員が回収（12 日）。簡易検査は陰性。
- ・国立環境研究所における遺伝子検査は陽性。
- ・本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

②カイツブリ

- ・死亡個体 1 羽を市職員が回収（25 日）。簡易検査は陽性。
- ・家畜保健衛生所における遺伝子検査は陽性。
- ・本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。



注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査が陰性の場合も詳細検査も実施することとしている。

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)を実施(30日開始予定)。
※取材については別紙参照。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月28日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)
担 当：千葉 康人 (内線6473)

糞便調査の取材について

【集合場所・時間】



※地図提供：伊丹市ウェブサイト

調査について取材を希望される方は、**30日10時に兵庫県伊丹市昆陽池（こやいけ）公園（昆陽池センター前）**にお集まり下さい。

【報道機関へのお願い】

- 調査対象地はウイルスが存在することを前提に防疫措置を行う必要がありますので、無断で立ち入らず糞から離れた場所で行うよう、現場係員の指示に従ってください。また現場を出るときには靴底や車両の消毒をお願いします。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いします。
- 一日の調査日程については移動する中で作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所・時間のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

【当日連絡先】

環境省近畿地方環境事務所 （当日携帯:080-1500-2383）

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。
特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします